

白岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 別表（第2条関係）

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、35年以上の区分が追加されたことから、消防団員の階級に応じ、30年以上の区分の支給額を以下のように改正する。

（新区分）

階級	30年以上35年未満	35年以上
団長	979,000円	1,079,000円
副団長	909,000円	1,009,000円
分団長	849,000円	949,000円
副分団長	809,000円	909,000円
班長	734,000円	834,000円
団員	689,000円	789,000円

（旧区分）

階級	30年以上	
団長	979,000円	
副団長	909,000円	
分団長	849,000円	
副分団長	809,000円	
班長	734,000円	
団員	689,000円	

3 施行期日及び適用区分

(1) 施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日からとする。

(2) 適用区分

改正後の白岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。